

公 示

第五管区海上保安本部長公示第 30 号

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第 8 条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和 8 年 9 月 3 日

第五管区海上保安本部長

高 橋 徹（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

（1）名 称 大阪港湾局

（2）住 所 大阪市住之江区南港北 2 丁目 1－10

（A T C ビル I T M 棟 10 階）

2 水路測量を実施する区域及び期間

（1）区 域 阪南港、二色港、尾崎港、深日港

（別添付図のとおり）

（2）期 間 令和 8 年 10 月 1 日から

令和 9 年 1 月 28 日まで

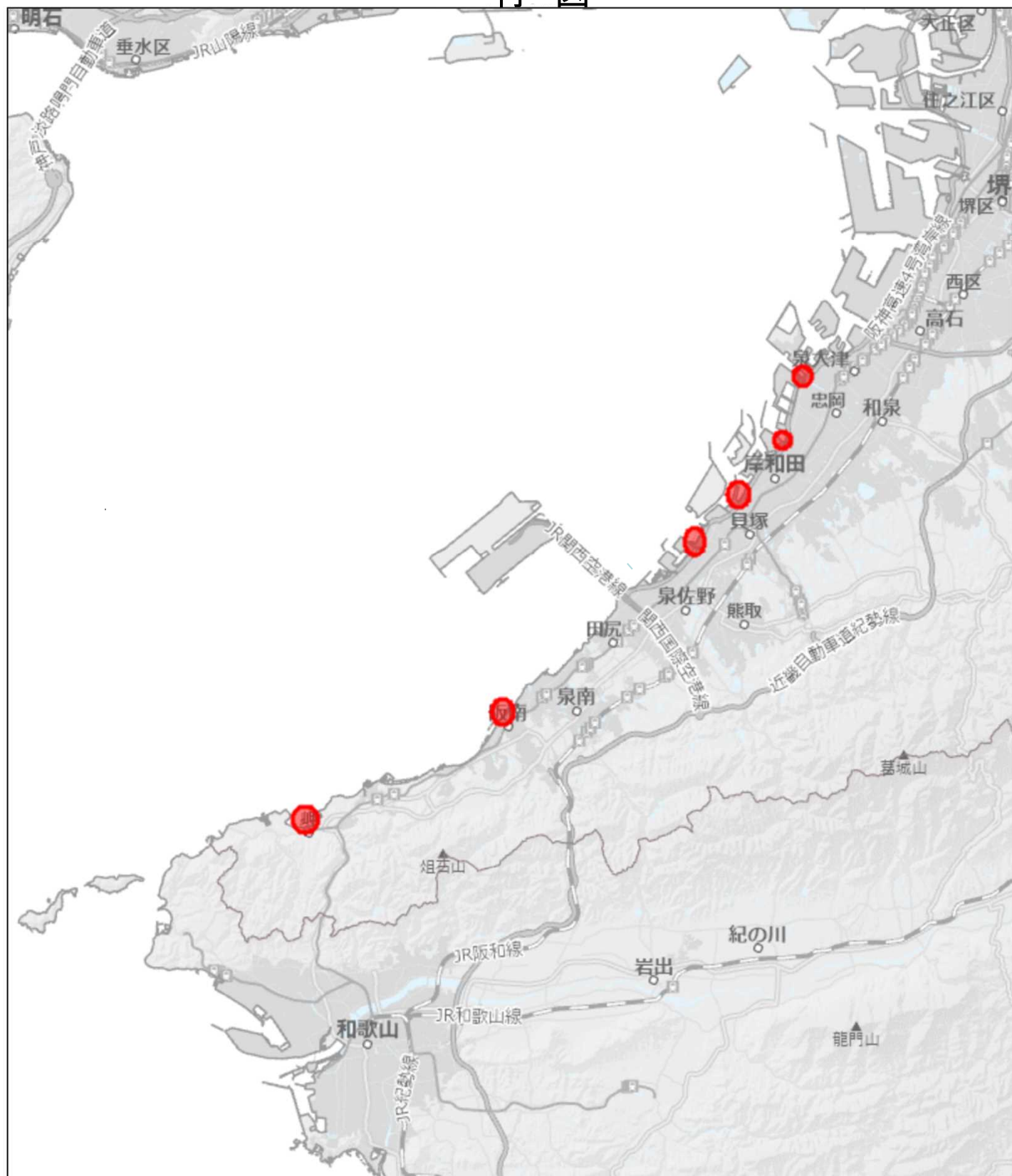
3 水路測量の実施方法

G N S S による測位、音響測深機による測深を実施する。

4 航行船舶に対する安全措置

水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令第 55 号）第 6 条に定める標識を掲揚する。

付 図



6km
3m

 : 測量区域

海上保安庁(JCG)、(C) Esri Japan

出典: 海洋状況表示システム
(<https://www.msil.go.jp/>)